

段級位免許規定および料金

段級位免許に関する規定を下記のように定める。

段級位免許規定

第1条 段級位の推薦及び申請は、日本棋院棋士、準棋士、地方棋士、支部長、普及指導員、学校囲碁指導員が行う。ただし、追贈免状に限り日本棋院会員であれば推薦できる。

第2条 段位の免許を受ける者は、日本棋院の会員であることを要する。ただし、追贈免状に限り会員であることは不要。

第3条 段級位の申請に際しては、下記の料金及び新たに会員に加入する場合は、別に定める会員料を前納するものとする。ただし、級免状、級認定状に限り会員であることは不要。

第4条 七段・八段免状については、前段位保有者に限る。

付 則 本規定は、平成二十三年九月一日より実施する

備 考

▽段級位の申請に際しては、「段級位免許申請書」提出する必要があります。

▽「段級位免許申請書」には、申請段級位、免許年月日、氏名、フリガナ、住所、生年月日、現段級位、現段級位免許年月日、免状送付先、会員種類をご記入ください。

▽上記資料に不備がある場合は、調査に日時を要し、事務処理が遅れることがあります。

▽普及指導員の段位申請は自身保有段と同段位まで、学校囲碁指導員の段位申請は初段までの申請が可能です。

料 金

段級	普通免許料	飛付料	追贈免許料	書替料	形態
八段	1,050,000 円		63,000 円	5,250 円	桐箱
七段	525,000 円		52,500 円		
六段	210,000 円	10,500 円	42,000 円		
五段	105,000 円	5,250 円	31,500 円		箱
四段	63,000 円		26,250 円		
三段	52,500 円		21,000 円		
二段	42,000 円		15,750 円		
初段	31,500 円 1・2・3 級免状保有者 26,250 円		10,500 円		
1 級・2 級・3 級 免状	5,250 円			2,625 円	袋
4 級・5 級・6 級 認定状	3,150 円			525 円	
7 級・8 級・9 級 認定状	2,100 円				
10 級以下 認定状	1,050 円				
桐箱				1,050 円	

※送料・消費税を含む

公益財団法人 日本棋院 普及事業部
東京都千代田区五番町七番地二